

# 千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会

## 会 議 録

平成24年度 第3回

### 議題

- (1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場  
(管理型) 変更計画について
- (2) 株式会社フジコーの産業廃棄物焼却施設設置計画につ  
いて

## 平成24年度 第3回 廃棄物処理施設設置等専門委員会 会議録

### 1 日 時

平成24年9月11日（木） 13:00～17:00

### 2 場 所

千葉県教育会館 新館501号室（千葉市中央区中央4-13-10）

### 3 出席者

委員会：委員 6名

事務局：高橋環境対策監

廃棄物指導課：石渡課長、森副課長、飯田室長、阿由葉主幹、  
小倉主幹、吉野副主幹、強口副主幹、堀本副主査、  
上田副主査、分部主任技師、塚本技師、出口技師

環境政策課：高見副主査

印旛地域振興事務所：高橋副主査

海匝地域振興事務所：勝田副主幹

環境研究センター：吉澤室長、大石研究員

### 4 議 事

- (1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場（管理型）変更計画について
- (2) 株式会社フジコーの産業廃棄物焼却施設設置計画について

### 5 議事質疑等記録

- (1) 千葉産業クリーン株式会社の産業廃棄物最終処分場（管理型）変更計画について

〔事業者説明後〕

委 員：では、今の事業者からの説明に対して、ご質問がありましたらお願いします。

委 員：モニタリング指標は、いつまでも  $K^+/Cl^-$  のみで良いのか？

事業者：モニタリング指標については、 $K^+/Cl^-$  のみでなく、他項目の分析を含めその都度見直しを行ってまいります。

委 員：重金属のモニタリングも必要ではないのか？

事業者：監視の強化を図る中、 $K^+/Cl^-$  濃度比の上昇が続く場合は、漏水の可能性について考えられるため、重金属の分析を実施します。また、重金属については、基準値以下であっても検出された場合は、場内揚水井戸により漏水防止措置を図ってまいります。

委 員：回答書1について、地下水流向の等高線を作ること。地層別の地下水の流れを把握すること。場内、場外の水位を関連付けて調査すること。

事業者：等高線、場内外水位については、継続的調査を行い把握に努めます。地層別の地

下水の流れについては、電気検層方式等を用いて行います。

委員：回答書3について「上昇傾向が続く場合」とあるが、漏水の判断についてどう考えているのか？

事業者：濃度比の上昇が続く場合、その時点で重金属について検査を行い、漏水の判断材料と致します。

委員：漏水の確認には時間がかかる。その間、漏水が継続されるが？

事業者：新たに敷地外に観測井戸を設け監視を行うが、濃度測定だけで漏水を監視するのではなく、場内揚水井戸により場内水位を低減させる等対応を図ってまいります。

委員：回答書3について、濃度比0.06や0.273に基づくものであるとあるが、埋立物の変化により見直しが必要ではないのか？

事業者：今後とも埋立廃棄物が大きく変動する予定が無い為、濃度比は大きく変化しないものと考えています。

委員：回答書2について、場内揚水井戸の設置は、現状において浸出水の排水に不具合が生じているために行うものであるのか？

事業者：現在浸出水の排水に不具合が生じているために行うものではなく、漏水防止のため水位低減を図るために設置するものです。

委員：浸出水の増加対応はゲートを開放して行うのか？

事業者：ゲートの開放は雨水の増加時に行います。

委員：回答書8について、窒素ガスの発生量は必ずしも一定では無い為、窒素処理に工夫が必要ではないか？埋立物も有機物から無機物に移行しているが、どう考えているのか？

事業者：現在、回転円盤にて脱窒は行われているが、施設の改善は将来に向けて必要なものと考えており、今後千葉県との協議を考えております。加えて、水処理施設全体についても将来に向けて、今後検討をする予定でおります。

委員：回答書3について、 $K^+/Cl^-$ の濃度比が漏水の判断基準とされているが、 $K^+$ が増加の場合も漏水判断の基準となりうるのか？

事業者： $K^+$ の増加のみも、漏水判断の基準となりうると思います。

委員：表中の数値の単位を統一した方が良いのではないか？（監視ミスを防ぐ為に）

事業者：訂正させていただきます。

委員：場外の水位観測はどのように行うのか？

事業者：現在設置済みの観測井戸を用いて水位を観測します。

委員：地下水流向計の精度の担保は出来ているのか？

事業者：近年、主に採用されているGFD型地下水流向流速計により測定します。

委員：場内外の水位差の整合をどのように図るのか？

事業者：継続して場内外の水位を調査し、場内水位の低減を図り漏水を防止します。

委員：地下水流はあくまでも推測であるため、検証すべきである。

事業者：検証致します。

委員：塩化物イオン濃度が上昇していくと、 $K^+/Cl^-$ 濃度比は下がらないのか？

事業者：低濃度比の所へ高濃度比のものが流れて行けば、濃度比は上昇します。

委員：現在までに掲げた数値などを定量的に設定し、維持管理計画の見直しを行なって頂きたい。

事業者：維持管理計画の見直しを行い、維持管理の強化に努めてまいります。

委員：では、意見も出尽くしたと思われまますので、終了と致します。

#### 【審議結果】

個別協議となった。

#### (2) (株)フジコーの産業廃棄物焼却施設設置計画について

##### 〔事業者説明後〕

委員：それでは私の方から質問させていただきます。御社は有機性の廃棄物を利用されている、単に焼却に頼るだけではなくて、あるいは肥料とかそういうものを作られるという点で、非常に総合的な運営をやっている、そういった面は良いのではないかという風には感ずると思います。まず最初に審査をする上で法的な色々なことと言うか、その方を少し考え方を私共が整理させて頂かないとなかなかきちんとした審査が出来ないものですから、ちょっと原則的なことからお尋ねをしたいと思います。まず御社のこれは炭化施設であってですね、産廃施設ではないという風におっしゃっている訳ですけども、これは法的なことも含めて今どのようにお考えでしょうか。いわゆるその根拠みたいなもの、もしあれば。

事業者：これを設置した当初は平成17年なんですけども、その当初はいわゆる炭化装置ということで、廃棄物処理法の15条施設ということではなく、炭と蒸気をつくる装置としての実験計画書をまず提出し、それで最初スタートしたんですが、県の廃棄物指導課の方が立入調査に来まして、これは廃棄物の焼却施設ですと。ですので15条施設の設置許可を取得してくださいというところで意見が対立しまして、訴訟になりましたですね。結果的には当社が敗訴したということなんですけども。要はこれは廃掃法第15条のいうところの廃棄物処理施設、焼却施設という結論になりましたですね、判決結果がですね。で、当社としては当初のロータリーキルン式の炭化炉はですね、廃棄物処理法の技術的な基準を満たすことが出来ない装置であって、これは焼却炉としての設置許可を受けるにあたっては、それ相応の改造が必要であるというような見解を示したところですね、県の廃棄物指導課の方としましても、実際焼却施設をですね、排出した炭を使用することが出来る焼却施設としての設置許可を取ることも可能ですというふうな見解を示されたので、当社としてもそれであれば、廃掃法の15条施設としての設置許可を取得する為に設置許可申請をしたという経緯ですね。

委員：国の方ではですね、焼却する分がある場合は、これは炭化施設はいわゆる焼却施設として扱いましようというそういう通知が出ているんですね。これは平成17年か19年のものですからいつの段階でそれを国が出されるのかどうか分からないんですが、

それで敗訴されてこれはどうも焼却施設だということになったんだと思います。これはまだ炭化施設は廃棄物の産廃処理施設じゃないからということで控訴される予定はないんですか？

事業者：一応、控訴……。第二審まで行きましたですね。二審でも敗訴しまして、この後上告とかというのは全く考えてはおりません。

委員：そうしますとね。いわゆるこれ、廃棄物処理施設として考えられているという風に今考えられる訳ですね。そうした場合に廃棄物処理施設としての場合には当然設置許可申請が必要ですよ？ そういった意味で抑えているんでしょうけど、現在運転されているってことは法で定める例えば維持管理基準とか、色々細かいことを決められている訳ですが、そういったものはどのようにされているんですか？

事業者：ええと、今現在はですね、今現在稼動しているんですけども、今この稼動している状況はですね、勿論この施設に関しては当社として設置したものではあるんですけども、今現在はこの施設はですね、第三者に賃貸しているという形になっています。で、その賃貸人の方にですね、当社としてはいわゆるその受入れた木くずを破碎したものをこの賃貸人に燃料として売却をしております。

委員：賃貸されている。つまり装置自身は御社がお持ちなんですね。

事業者：はい。

委員：それを維持管理されているところに賃貸されている。

事業者：はい。

委員：うーん。それはその賃貸されている企業っていうのは御社との関係はどういう関係ですか？

事業者：関係は、特に。特に資本関係とかですね、そういった部分はありません。

委員：ない。全く関係のないところ。

事業者：そうですね。

委員：そうした場合に、例えば私、定期検査とか機能検査とかやられていますかというような質問をしているんです。どうもボイラー検査については何年に一回か多分検査しなきゃいけないというものは実施されている、それはOKなんですけど、いわゆる廃棄物処理法で定める色んな検査を含めたことっていうのはやられてないと思いますとね、これは廃掃法違反で、即、御社じゃなくても、維持管理されているところなのかもしれませんが、廃掃法違反で、ちょっとどういう風になるか知りませんが、あまり芳しくないことになりそうですけど、そういうところはどのような風にお考えですか？

事業者：当社、廃棄物処理施設としての考え方なんですけども、有償でですね、処理・委託を受けまして、有償で処理をすることによって、廃棄物処理法という規制を受けることになると思うんですけども、この賃貸しているところはですね、当社が、株式会社フジコーが、廃棄物として受入れた木くずをですね、破碎したものをですね、その賃貸に売却、有償売却しているんです。つまりその賃借している人が当社から木くずを燃料として購入しまして、その購入した原料で炭と蒸気をつくっていただいていると。その作った炭と蒸気をフジコーが買い取っているという、こういうスキームになっているん

ですね。賃借しているところは廃棄物を受け入れて、それを処理して当社に炭と蒸気を売却しているっていうことではないんですよ。

委員：あのなんとなく構造は分かりましたけど、でもこれ下手すると、リースされているとか、運転されているところは廃掃法違反ですよ。そうすると、これ中々難しいことになるかなという風に思いました。入口の理論としては分かりました。とりあえずは以上になります。

委員：他に何かございませんか？

委員：細かいところには入る時間はないと思いますけども、質問事項12のところ、今後取り扱おうとする木くず、紙くず、繊維くずについての話で質問したんですけども、これは現在受入れているものの拡張と考えられる、話を聞いていてそう思ったのですが、だとすると、その東京都の平成9年なんて古いもの、あるいは〇〇がやった古畳、これは畳と言うか有害物質の処理を今出来るかどうかという観点でやった報告書なんですけれども、そういったものを持ち出さなくても自らのデータというものを持っていて然るべきかなと思ったのですが、どうもその作った製品としての炭はなんとなく把握しているんだけど、そのプラントを運転しているデータってのはほとんど持っていないんでしょうね。排ガスがどうなっているのか、それは最低限はやっているんですけども。ということです。

事業者：えっとこれ、廃棄物処理施設かどうかということとは別にですね、平成17年から焼却炉であってもおかしくないぐらいのガス測定はしております。年に二回のガス測定、それから一回のダイオキシン測定もしておりますし、その辺の焼却炉でやらなくてはいけないことっていうのはずっと続けてきてはおります。

委員：廃ガスは多分そうなんだろうけれども、対象として扱おうとする木くず・紙くず、ほとんどこの二つだと思う。こういったものの性状を東京都のなんとか研究所の平成9年のデータなど持ち出さなくても、自らのデータがあるんじゃないですかというのが質問です。

事業者：ああ、はい。ちょっとこれは私どもも今まではやっぱり各メーカーさんの計算、設計計算書を元にこういうところでご報告させていただくことが多かったものですから、これは平成17年当初のメーカーの作ったものをちょっとアレンジして作らせていただきましたってこんな形になっておりますが、実際にですね、やっていないことはなくて、ここに平成17年当初の分析の結果がひとつだけ持ってきたんですが、あることはあるんですがね、ここで言いますと、ガスが34.7ああいや34.3とか。C1が5028、そんな数字がありますけども、ないことはないということでございます。ただ今回ちょっと計算上は基本設計についてはメーカーが作ったものを手直ししてお持ちしてしまっただけでこういう形になっております。

委員：これ以上はあまり深く言いませんけども、私が質問するそもそもの背景となっているのは、灰分がちょっと高すぎるなあという、そういう実態に合っていない、多分正確に把握してないんだろうなという懸念があると思うんですからご説明をしたわけです。以上です。

委員：他にございませんか？

委員：あの、さっきお話頂いたかもしれませんが、炭化施設、今回の許可…。それがひとつの区域に設置されているんですけど、付属する色んな施設がございますね。そこから辺の一体的な運用をされていると思うんですけども、若干それについて納得がいくご説明をしていただきたい。

事業者：はい。隣接する施設ですけれども、まずこの他に焼却炉が2基ございまして、一時間1.95tの炉がふたつ。これは木くず・紙くず・繊維くずのストーカー炉です。それからもうひとつ、ガス化発電施設、ストーカー炉ではありませんけどもガス化をすることによって発電効率を高めた、1800kwの発電、売電をしています施設がすぐ隣にございます。それから炭化炉に関係しておりますのは食品廃棄物を処理する施設ですけれども、堆肥化施設がありまして、それから飼料化施設でエサを作っています。それから生ごみからメタンガスを発生させて発電をするメタンガス発電の施設がすぐ隣にございます。あと瓦礫の破砕、コンクリート破砕のプラントもございます。

委員：今回の申請の対象が炭化装置だけに限られるというのは、全体的に、例えばここは賃貸しているから切り離すとか、そういう理解でよろしいですか？ 一体的なものかなという風にも感じたんですけども。ここら辺の切り分けっていうのは、ちょっと教えていただければ。

事務局：はい。他の施設については法的な手続きをちゃんと行って中間処理業の事業範囲の中に取り込んでいると。例えば焼却施設がふたつあるというような説明を先程されましたけれども、別の処理施設についてはこのようなですね、専門委員会を開いて15条施設の許可を出したと。あと堆肥化施設等については廃棄物処理法でいう15条施設の許可には当たらないんですけども、指導要綱に基づく施設の設置等の手続きを踏んだ後に、廃棄物処分量の事業範囲の変更届け等してやっておりますので、他の施設については手続きを踏んでいるという理解でよろしいかと思えます。

委員：よろしいですか。〇〇委員なにかございますか？

委員：今まで私どもの審査してきたのは、いわゆる典型的な焼却施設ですとかそういう所ですので、不都合が無ければ教えていただきたいのですが。木くずやそういうものは、それは運転している業者さんに売るんですね。そして木くず自体を、じゃあフジコーさんはどこからもってきて、それで。要するにですね、私がちょっと大体流れを知りたいのは、採算性がどれくらいとかそういう話じゃなくて、どういうものを、おおよそのところを、発電して売却している訳ですから。それが何%でそんな細かいことは良いんですが、おおよその流れ、木くずをどこから買ってそれを委託業者さんにリースしている、要するに私が今お聞きしたいのは、それは委託運転ですよ、見方を変えれば。委託運転と言ってもいいと思います。勿論最終的に買うんだっていうことで任せているんですけど、それは典型的な委託運転のひとつですよ、見方によっては。ですからどういう流れで採算を取られて。例えば木くず等はどこで買っているんだ、堆肥は〇〇……明らかに普通の堆肥と比べて安定供給されるんで高く、ある程度の差別化をされて〇〇に買って貰っているんだとか、その辺の話を差し支えない限りちょっと教えていただきたい

んですけど。

事業者：私共のサイドから見た話になりますけど、まず私共、産廃の処理として焼却もしくは発電の施設を動かすことで、くずと言うのはこれは廃棄物ですから、解体業者さんの木くずですね。擁するに家を壊した宅材とか。そういうものを受入します。そこでお金は頂いております。で、その木くずを破碎して、ふるい分けをします。その施設はですね、この発電の施設の中に、前処理施設の中にあるんですけども、破碎機で破碎を、60cm以下に破碎をしましてそれをふるいにかけてですね、これは40mmのふるいですね。40mmのふるいにかけて、そのふるいよりも大きいもの。40mm以上のものは発電の原料としてピットに貯入しまして、発電に使います。それからふるいした細かいものですね。これについては先程出てきましたこの炭化装置の方に売却をして、細かいチップだけは売ってしまうということになります。それから蒸気、それから炭につきましては逆に私共が買い取りまして、堆肥化施設の副資材として炭を使う。それから蒸気につきましては乾燥機を動かす為の熱源に使うということで買い取りまして、ご質問の堆肥についてはこれは地元への無償提供でございます。

委員：無償。

事業者：はい、無償です。これはずっと一貫して平成12年から続けております。それからエサにつきましては、大体1kg10円でエサの方を養豚業者さんに販売をしております。

委員：何がエサになりますか？

事業者：生ゴミがエサに。乾燥飼料とそれからリキッドフィードをやってみて、リキッドフィードについては乳酸発酵する前の滅菌の為の煮沸に使っております。乾燥飼料の場合は生ゴミを10%以下の含水まで乾燥させて粉にして販売するという事業をしております。以上です。

委員：それは販売ですね。

事業者：はい。

委員：それを飼料として販売する。と言うことは発電と飼料販売と、発電……、発電は何処に売りますか、売電？

事業者：売電ですね。

委員：あれ売電出来るんですか？ 周辺の。

事業者：周辺じゃなくて、契約したところに売る訳なんです。はい、電線が繋がっていますので東電の電線を使って任意のところに売却をします。

委員：じゃあ主には飼料と売電。

事業者：飼料と売電と廃棄物の受入ですね。お金を得ているのは。

委員：ちょっと説明お願いしたいんですが。千葉県環境生活部長宛の回答書を初めて拝見させていただいて、そのフジコーさんからの回答を読ませていただいておりますけども。何か建物の設置が主な目的であって、それ以外の施設に関しては従来通りの稼働というものが持続される中で、あくまでも建物の設置に対する、言ってみれば許認可とかね。そんな風に受け止められるんですが、こういう建物でやるならば、ここに持ち込まれる

必然性はないような気がするんですが。

事業者：今お答えします。私もそんなに詳しくは分かりませんが、建物を、今私共が考えている場所に建てようとする、この15条の施設の設備の一部でないと建てられないという事情は確かにございます。

委員：その場合の必要条件は？

事業者：必要条件ですか。すみません私もそこが分からないんですけど。今日はちょっとすみません。本来ならば私共の建築設計の方の者が来るはずだったんですけども、今日はどうしてもと言うことで。

委員：例えば今日も、ざっとご説明いただいたんですが、色々な施設がある中において、どの部分がまさにこの建物として設置しようとしているものに該当するんですか？

事業者：建物はですね、今お配りしている回答書の別紙の2の3枚目の平面図ですね。配置図のところを開いて下さい。今建物と言っているのはですね、通りで言いますと縦方向でA通りからD通り、それから1通りから4通り。この囲まれたこの四角い建物ですね。ようするに炭にする前の、処理前の材料をストックしておくヤード。

委員：それまではどういう形だったんですか？

事業者：それまでと言うか今現在の事……。

委員：いやいや、17年度から稼働しているという状況ですよ。そういう実績がおありになる訳ですよ。

事業者：この部分は土間コンクリートは打ってありますが、壁も屋根もございません。そういう状況にあります。

委員：ちょっと私、基準のあれが意味分からないんですが、こういう木くず、こういうものを保管する上において、条件として囲いとか建物の中に収納しなければいけないというのはどこかに明確な規定があるんですか？

事務局：法律に基づく保管基準と言うのがございまして、で建屋の中に保管する場合、建屋の外に保管する場合。それぞれございます。建屋の外に保管しても、別に保管基準を守っていれば支障はないという形でございます。あとはその木くずが雨に触れると何か支障があるとかいうことであれば、当然それは事業者の判断で建屋の中に保管するべきでありますし、その辺は事業者の判断に任せてあります。

事業者：今ご説明頂いたように、雨に濡れることが非常に困ることです。今はもうシートを雨降ったらかけるというような、もうとにかく煩雑な仕事になっておりまして、早くここをちゃんとした形でやりたいというのが正直なところです。

委員：建屋の話と、それからこの焼却施設の話がなんだかごっちゃになっている感じがですね。それとこの申請書を拝見させていただいて、私が率直に感じるのは、焼却施設と言うのと炭化炉施設と言うものが、なんだかごちゃごちゃになっている気がしますね。で、その辺りちょっと整理していただけないでしょうか。この委員会で審査するんだったらこの委員会にフィットするような形でですね、何か読んいでるうちに炭化炉施設のような感じもしない訳でもないし、で、また読んでいくと、どうも廃棄物の焼却施設のような感じがするし、何かすっきりしないところがありますね。だから良いとか悪

いとかでなくて、逆に非常に面白い施設だなあとという面もない訳じゃないんですね。こういう形でやる、事業を展開するというのもひとつの面白いことになるかなあというように気もする訳ですけども。ただそれにしてもですね、この委員会として曖昧なことをね、どこかじゃあそれと見ていくと、いつの間にか別の施設のようなイメージを感じるというようなそんなところがあるものですから、もうちょっと成熟させるっていうんですかね。そのようなことをちょっと感じます。これはもう少し先になってから実際にそういう作業になるんでしょうけども、前もって話をさせていただきます。それから今日ご説明をお伺いして、なんとなくはっきりしないのはですね、結局とどのつまりは、おたくの施設でおたくの都合で全部動いているなあと。第三者というか、別の企業が介入しているけども、結局手間賃だけ払えばそれで終わりなんだなあという感じがするんですね。で、これは法的に良いのか悪いのか、どうも私達この委員会がどうこう言うような話じゃないですけども、なんとなく人間的にですね、なんかちょっとすっきりしないなあという感じがするんですね。これは一業者としてですね、普通のやり方なのかもしれませんけれども、少なくともこの委員会で今まで、私の知る限りの委員会預かった中ではどうもすっきりしない。ひとつの事業体が、企業がですね、最初から最後まで面倒見ているような、そういうものを今までずっと扱ってきた訳ですけども、そういう目で見ると、手間をですね、炭化するという部分だけ、炭化の作業を第三者にお願いしていると、こんな感じがするんですね。その辺りももうちょっとこう、我々の頭を何て言うのか、訂正というのかな、組み直さないといけないのか、それとも、これが複雑過ぎてですね、どうも理解出来ないような形になっているのがですね。その辺りをもう少しすっきりしていただきたい。その辺りはですね、細かいことは必要ありませんけども、誰がどこから見てもですね、ああ成程と言うようなですね、そんな形にしていいただきたい。で、今のところ私が感ずる成程というのは、成程、手間の為に第三者の企業が入っているんだなというような気がするんですね。そのようなことなので、そういう目で見えていきますとですね、何回ご説明頂いてもですね、やっぱりどうも全部自分の会社のものじゃないかというような感じがする訳ですね。それは企業にとってあんまりプラスになるようなイメージじゃありませんので、そのあたりですね。何かありますか。

事業者：あの、すみません。誤解があるといけないのでもう一度確認なんですけど、今廃棄物処理の施設として申請をしているところなんですけど、これが焼却施設ということになればですね、これは全部自社で出来るということで、そういうふうに移行するということになります。あの、他社の介入はありません。その為に今それをやっている訳ですから、これが廃棄物処理施設になれば自社で全部燃やすということになります。

委員：今は廃棄物施設ではないから第三者を介在せざるを得ないと、このようなことですか？

事業者：そうです、仰る通りです。それは何故かと言いますと、一番最初はですね、当社はこれ廃棄物処理施設じゃないということで、実験計画書としてまず千葉県の方に出したんですね。で、千葉県が来ましたところ、いやこれは焼却炉だから所定の手続きを踏んでくださいと、今すぐ工事を中止して、工事はほとんど6、7割くらい多分進んでい

たと思うんですね。で、中止をして、所定の手続きを踏んでくださいという風に言われたんで、意見が対立したんでこれは訴訟で解決しようということ、工事中止の勧告をまず取り消してくださいという訴訟を提起したんですね。で、それは訴える利益が、いわゆるその勧告って言う部分であって、なんら強制力ありませんよと。フジコーさんこれはあくまで千葉県の方の勧告ですよということ、敗訴して、これが明確なその焼却炉かどうかということ、争うのであれば、許可申請を提出するなりしてですね、処分を受けた後に、それについて争って下さいという判決が出まして、で、その後当社としては、うちはこれは焼却施設ではないと主張してましたので、熱分解設備ということで当社としては認識してましたんですね。これを産業廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請というのを申請で出したんですね。要は15条施設でないですけども、廃棄物を処理する施設として新たに事業の中に組み入れたいということで許可の申請をしたんですね。そうしましたところ千葉県の方としては、これは廃棄物処理事業を行うのに必要な処理を行う施設ではないということ、不許可の処分がされたんですね。そこで再度争いまして、結果的には敗訴っていう形になったんですけども、ようはちょっとその、一番最初に敗訴した時にはほとんど処理の炭化施設は出来あがっておりまして、これを例えば廃棄物を受け入れて処理をするということになりますと、先程〇〇先生が仰ったようにこれは廃棄物処理法に触れますので、それは出来ないということ、これを一時的に第三者に賃貸しまして、その賃貸したところに当社が受入れた廃棄物を破碎したいいわゆる燃料チップですね、これを売却して、でそこが作った炭と蒸気を当社が買い入れるというような、あえてと言いますか、そうせざるを得ない状況だったんですね。本来は本社が全部完結していきかけた訳なんですね。それによって千葉県とのやり取りがあったんですけども、そこで訴訟が解決するまでに、違法・適法と言うかどうか分からないんですけども、法に触れないように運用する為にはどうしたら良いかなということ、そういう状況にせざるを得なかったという経緯なんですね。それで判決が出まして、じゃあ当社としてはこれは廃棄物処理施設、焼却施設としての許可申請をしますということで今回に至ったというのがこれまでの経緯なんですね。ですので本来はフジコーがフジコーとして受入れた廃棄物で炭と蒸気を作って、それを食品循環資源の乾燥用の熱源とですね、堆肥化の悪臭防止、醗酵促進に、いわゆるシステムチックにですね、使いたい施設としてこれを設置したという経緯です。何かちょっと、どうですか、ご理解いただけましたでしょうか？

委員：何かあの理解したような感じがします。

委員：今全くこういうことゼロから始めるんだったら炭化施設は作らないですね。もう発電、だって炭素は炭化物は売れないんだから。炭化物売れないから今はゼロで全く作ってないと。で、受入も廃棄物施設、焼却炉として作る場合はフジコーさん今がゼロだったらおそらくもう燃焼装置作ってそれで発電する。今からだったら。もし今ゼロだったら。炭化物入れないで。

事業者：炭化物に関してはですね、これは受入れた食品残渣を堆肥化するにあたって副資材としてですね必要なものなんですね。

委 員：ああ、乾燥する為にガスだけじゃなくて。余ったのを更に堆肥に入れてそれを…  
…。

事業者：いやいや、炭は全量堆肥化の方で食品循環資源と混合しまして、悪臭防止と醗酵促進、それから水分調整材として必要なものなんですね。

委 員：堆肥を作るには必要なんですか？

事業者：堆肥を作るに当たってはやっぱり悪臭も出ますし、はい。

委 員：堆肥はどうしても出てしまうんだ。

事業者：ええ、堆肥は食品循環資源、いわゆる生ゴミの処理業を当社は行っておまして、隣接施設でですね。今受入れた食品残渣を堆肥化する事業と、それから家畜の餌にする飼料化の事業ですね。

委 員：受入れれば必ず堆肥も出来るから、やっぱり炭は今がゼロだとしても作らなくてはいけないんですね。分かりました失礼しました。

委 員：はい。まだまだお伺いしたいことはあろうかと思えますけども、ちょっと時間が過ぎてしまっていますので、この辺りで本日の質問、委員会の聴取は、終わりにしたいと思います。では事業者は退席をお願いします。本日はどうも御苦労さまでした。

#### 【審議結果】

再審議となった。